

『地区計画の区域内における行為の届出』について

(都市計画法第58条の2第1項)

地区計画整備区域内において、届出の必要な行為を行おうとする者は当該行為に着手する日の30日前までに、また、建築確認申請が必要な場合は確認申請の前までに、市長に地区計画の区域における行為の届出をすることが必要です。

届出に必要な書類

1. 行為の届出書 2部 (正・副)
2. 委任状
3. 公図写し
4. 全部事項証明書(土地登記簿謄本)(コピー可)
5. 案内図
6. 敷地求積図(最低敷地面積が確認できるもの)
7. 配置図[道路境界より壁面線の位置(赤線)及び壁面・軒・庇・ベランダ等までの距離が記入されたもの]
8. 立面図[(2面以上・立体の壁面)道路境界より壁面の位置(赤線)及び壁面等までの距離が記入されたもの]
9. 各階平面図(部屋別用途が記入されたもの)
10. 断面図(高さが記入されたもの)
11. 各階床面積計算書
12. その他
 - ・屋外広告物(規模・色彩等マンセル記号の記入)
 - ・建物色彩(パース図等)
 - ・届出書に記載されている内容がわかるもの
 - ・その他

※ 届出に関する事項を変更する場合は、事前に都市計画課に相談し、当該変更に関わる行為に着手する30日前までに変更届を提出してください。

※ 都市計画法第58条の2による届出をしなかった、虚偽の届出をすると、罰金の適用を受けることになります。(都市計画法93条)

※ 図面等は設計者登録番号、氏名を記載すること。